

「第三者行為による傷病届」等の記入にあたって

○「第三者行為による傷病」って？

交通事故など第三者（本人以外の他人）の行為によって被ったけがや病気のこと。交通事故以外にも、けんかや他人の飼っている犬に咬まれた場合などが、第三者行為にあたります。

○なぜ届け出が必要なの？

交通事故など第三者行為によって負傷した場合、本来その治療費は、相手方が過失割合に応じて負担すべきものです。

第三者行為による負傷でも、国民健康保険を使って治療を受けることができますが、この場合、相手方が負担すべき治療費を保険者（笠岡市）がいったん立て替えます。そして、後から、立て替えた治療費（医療費）を相手方に請求することになります。

保険者（笠岡市）が相手方に請求するためには、相手が誰なのか、事故はどのような状況で起きたのかななどを詳しく知る必要があります。

この届はそのために記入していただくもので、第三者行為による負傷で国民健康保険を使った場合には、届け出が義務付けられています。

○提出書類一覧

1	第三者行為による傷病届	
2	事故発生状況報告書	事故発生状況をできるだけ詳しく記入してください。
3	同意書	
4	交通事故証明書	交通事故にあったときは必ず警察に人身事故の届出をしてください。事故証明書は、自動車安全運転センターで発行しています。原本または損害保険会社等が原本証明したものを提出ください。（損害保険会社等へ事故の処理をお願いしている時は、交通事故証明書の原本証明したものを提供してもらえます場合があります。）
5	人身事故証明書入手不能理由書	事故証明書に「物損事故」と記載されている場合や、私有地内での事故等で事故証明書がない場合に提出が必要です。
6	示談書の写し	示談を済ませている場合は必ずご提出ください。安易に示談を行うと、被害者に不利になることがありますのでご注意ください。

届出の様式は、笠岡市役所市民課国保年金係窓口またはホームページにあります。

◆交通事故の場合について

令和3年7月1日に「交通事故に係る第三者行為による傷病届等の提出に関する覚書」を損害保険団体と締結しました。この覚書に基づき、交通事故による傷病届等の作成に関して損害保険会社から支援が受けられる場合がありますので、損保会社の担当者にご相談ください。

◆「同意書」について

あなたが事故の治療に国民健康保険を使った（保険給付を受けた）場合は、本来相手方が負担すべき医療費を保険者（笠岡市）が立替払いしているので、その立て替えた（保険給付した）額を限度に、保険者（笠岡市）が相手方に請求し、受領することについて、異議がないことを確認するものです。本文では相手方を「加害者」と表記しています。一般的には過失割合の大きい方を加害者、小さい方を被害者と呼びますが、実務上、過失の大小にかかわらず相手方を加害者として取り扱っていますので、悪しからずご了承ください。

また、個人情報保護法の施行に伴い、個人情報を取得するときにはその利用目的を通知又は公表すること、さらにこの個人情報を第三者へ提供する場合には本人の同意が必要となりました。今回提出いただく「第三者行為による傷病届」「事故発生状況報告書」「同意書」「交通事故証明書」、医療機関からの診療報酬明細書（レセプト）などのあなたの個人情報は、損害賠償金請求（立て替えた医療費の請求）及び損害調査（損害賠償金額算定にあたっての関係機関への照会、交渉等）にのみ利用・提供します。（注2）に「国民健康保険団体連合会」と記載があるのは、保険者（笠岡市）がこの損害賠償金請求事務を岡山県国民健康保険団体連合会に委託することがあるためです。（国民健康保険法第64条第3項に国民健康保険団体連合会に委託することができると規定されています。）損害賠償金請求のためには、個人情報の提供は必要不可欠となりますので、ご理解のうえ同意をお願いします。

◆「交通事故証明書」について

負傷の原因が交通事故の場合は、事故事実の確認と自賠責保険（共済）への請求のため、交通事故証明書も提出していただきます。証明書は、警察に事故の届け出をしていれば、自動車安全運転センターが発行します

なお、交通事故証明書は、原本を提出してください。（保険会社で原本証明のあるもので可）

自動車安全運転センター岡山県事務所
岡山市御津中山444-3
岡山県運転免許センター1階
TEL (0867) 24-4360